

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和8年度第2四半期分

整理 番号	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	データベースステーションほか2点（八尾工場）買入	産業用機器	富士電機（株）	15,753,760	令和8年7月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	灰クレーンバケット（西淀工場）買入	産業用機器	（株）福島製作所	22,000,000	令和8年7月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	節炭器・調温塔捕集灰移送コンベア（舞洲工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	42,944,000	令和8年7月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	ボイラー用過熱管（西淀工場）買入	産業用機器	（株）タクマ	3,630,000	令和8年7月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	ハンマー1ほか18点（舞洲工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	51,803,400	令和8年7月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	可動火格子ほか15点（平野工場）買入	産業用機器	J F Eエンジニアリング（株）	59,865,300	令和8年7月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	燃焼ストーカ用油圧シリンダほか1点（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	6,930,000	令和8年7月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	触媒#1ほか1点（八尾工場）買入	産業用機器	三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）	56,320,000	令和8年7月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
9	アンモニア発生装置用部品（西淀工場）買入	産業用機器	（株）タクマ	11,209,000	令和8年7月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
10	コンベヤチェーン1ほか8点（舞洲工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	55,215,600	令和8年8月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
11	ボイラー用肉盛溶接水管ほか2点（平野工場）買入	産業用機器	J F Eエンジニアリング（株）	68,054,800	令和8年8月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

12	令和8年度 排水用重金属処理剤（東淀工場）上半期（その2）概算買入	工業薬品	和正産業（株）	1,280,400	令和8年8月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G21
13	令和8年度 飛灰用重金属処理剤（東淀工場）上半期（その2）概算買入	工業薬品	和正産業（株）	9,570,000	令和8年8月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G21
14	令和8年度 飛灰用重金属処理剤（平野工場）上半期（その2）概算買入	工業薬品	フジオックス（株）	8,771,400	令和8年8月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G21
15	ボイラダスト共通コンベア（西淀工場）買入	産業用機器	（株）タクマ	16,896,000	令和8年8月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
16	令和8年度飛灰用重金属処理剤（西淀工場）上半期（その2）概算買入	工業薬品	大鳥産業（株）	3,554,100	令和8年8月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G21
17	令和8年度飛灰用重金属処理剤（八尾工場）上半期（その2）概算買入	工業薬品	巽合成化学（株）	3,889,600	令和8年8月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G21
18	令和8年度 排水用重金属処理剤（平野工場）上半期（その2）概算買入	工業薬品	巽合成化学（株）	3,036,000	令和8年8月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G21
19	令和8年度 排水用重金属処理剤（舞洲工場）上半期（その2）概算買入	工業薬品	巽合成化学（株）	987,800	令和8年8月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G21
20	令和8年度 飛灰用重金属処理剤（舞洲工場）上半期（その2）概算買入	工業薬品	巽合成化学（株）	7,779,200	令和8年8月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G21
21	加熱脱塩素化装置部品（東淀工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	5,555,000	令和8年8月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
22	特殊レジャーサーホカ3点（平野工場）買入	産業用機器	倉敷紡績（株）	2,420,000	令和8年8月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
23	ろ過式集じん器下集合コンベア（舞洲工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	32,109,000	令和8年8月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

24	北港事務所建設機械修繕（その2）	建設用機器	コマツカスタマーサポート（株）	3,595,222	令和8年9月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3
25	混練機用部品1ほか8点（東淀工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	14,696,000	令和8年9月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
26	加熱脱塩素化装置用部品#1ほか3点（東淀工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	2,399,100	令和8年9月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
27	シリンダーほか4点（東淀工場）買入	産業用機器	（株）天満電機産業	1,423,400	令和8年9月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
28	ろ布ほか2点（舞洲工場）買入	産業用機器	カナデビア（株）	24,869,460	令和8年9月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

データベースステーションほか2点(八尾工場)買入

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するデータベースステーションほか2点は、富士電機株式会社が設計した八尾工場の焼却設備を構成する DCS 設備の一構成部品である。本製品については部品の詳細仕様や当該設備との関係上、他社においては制作不可能である。したがって、富士電機株式会社製の製品を指定する。

業者選定理由

本製品は、富士電機株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、富士電機株式会社と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場
(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

灰クレーンバケット（西淀工場） 買入

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

製品指定理由

今回買入する灰クレーンバケットは、一般廃棄物の処理において焼却灰をトラックに積み込むためのものであり、株式会社福島製作所独自の技術により設計されたものである。本製品の関連機構との関係は非公開のため他社では製作が不可能である。したがって、株式会社福島製作所の製品指定を行う。

業者選定理由

本製品は、株式会社福島製作所が直接販売を行っており、他社では取扱いができないため、株式会社福島製作所と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

（電話番号06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

節炭器・調温塔捕集灰移送コンベア（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入予定の節炭器・調温塔捕集灰移送コンベアは、カナデビア株式会社設計・施工による舞洲工場焼却設備の主要部品であり、独自の技術により製作されたものであり、本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、カナデビア株式会社の製品を指定する。

（2）業者選定理由

本製品はカナデビア株式会社が直接販売をしており、他社では取り扱うことが出来ない。したがって、本製品をカナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用過熱管（西淀工場）買入

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入するボイラー用過熱管は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工された焼却設備の一構成品である。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため株式会社タクマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、株式会社タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって株式会社タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

ハンマー 1 ほか 18 点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入するハンマー 1 ほか 18 点は、カナデビア（株）施工による舞洲工場破碎施設における不燃物処理設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、カナデビア（株）製品とする。

（2）業者選定理由

本部品はカナデビア（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、カナデビア（株）と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

可動火格子ほか 15 点（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する可動火格子ほか15点は、J F Eエンジニアリング株式会社の設計・施工による平野工場焼却設備の主要部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本製品の詳細寸法、仕様は、非公開のため他社では構造を知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

業者選定理由

本部品はJ F Eエンジニアリング株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、J F Eエンジニアリング株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

燃焼ストーカ用油圧シリンダほか1点（八尾工場）買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する燃焼ストーカ用油圧シリンダほか1点は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工された炉体設備及び火格子設備の一構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法、関連機構、炉体設備及び火格子設備条件との関係上、他社においては製作不可能である。

したがって、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

本部品は三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

触媒#1ほか1点（八尾工場）買入

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回買入する触媒は三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工された触媒脱硝設備の一構成品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は、当該会社のみが知り得るものであり、他社においては本製品の製作は不可能である。

したがって、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社の製品を指定する。

業者選定理由

本部品は、三菱重工・環境化学エンジニアリング株式会社のみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

アンモニア発生装置用部品（西淀工場）買入

2 契約の相手方

株式会社タマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回購入予定のアンモニア発生装置用部品は、株式会社タマ設計・施工による西淀工場アンモニア発生装置の一構成部品かつ焼却炉の主要部品であり、独自の技術により製作されたもので、本部品の詳細寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、株式会社タマの製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、株式会社タマが直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。したがって、本部品を株式会社タマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

コンベヤチェーン1ほか8点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するコンベヤチェーン1ほか8点は、カナデビア株式会社施工による舞洲工場破碎施設における可燃・不燃設備の一構成部品であって、本製品の詳細寸法、仕様、材質及び関連機構との関係は、非公開のため他社では知りえず、使用部品の調達が不可能である。よって、カナデビア株式会社製品とする。

業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、カナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号：06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用肉盛溶接水管ほか2点（平野工場）買入

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するボイラー用肉盛溶接水管ほか2点は、J F Eエンジニアリング株式会社製の設計・施工による平野工場焼却設備の主要部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

本製品の詳細寸法、仕様は、非公開のため他社では構造を知りえず、製作が不可能である。したがって、J F Eエンジニアリング株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品はJ F Eエンジニアリング株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、J F Eエンジニアリング株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度排水用重金属処理剤（東淀工場）上半期（その2）概算買入

2 契約の相手方

和正産業株式会社

3 随意契約理由

本業務は、東淀工場より排出される排水に含まれる重金属を処理するための薬品を買入れるものである。

令和8年度排水用重金属処理剤（東淀工場）上半期概算買入について、受注者より中東情勢の緊迫化にともなう原料価格の高騰を理由に契約単価増額の申入れがあった。しかし、受注者から提出された資料では原料価格高騰による製品価格への影響が客観的に判断できなかったため、要望には応じることができない旨を受注者へ伝えたところ、現契約のままでは納入の継続が困難であるとの通知を受けた。

現契約が解除となった場合、排水用重金属処理剤の納入が途絶えることとなり、当該薬品のタンク容量の制約上、焼却炉の運転は最大約20日しか継続できないため、早急に新たな契約を締結する必要がある。また、現在東淀工場ではごみピットに余裕がなく、焼却炉が停止するとごみの受け入れが不可能となり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障を及ぼす。

以上のことから、緊急随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

（電話番号06-6327-4541）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度飛灰用重金属処理剤（東淀工場）上半期（その2）概算買入

2 契約の相手方

和正産業株式会社

3 随意契約理由

本業務は、東淀工場より排出される飛灰に含まれる重金属を処理するための薬品を買入れるものである。

令和8年度飛灰用重金属処理剤（東淀工場）上半期概算買入について、受注者より中東情勢の緊迫化にともなう原料価格の高騰を理由に契約単価増額の申入れがあった。しかし、受注者から提出された資料では原料価格高騰による製品価格への影響が客観的に判断できなかったため、要望には応じることができない旨を受注者へ伝えたところ、現契約のままでは納入の継続が困難であるとの通知を受けた。

現契約が解除となった場合、飛灰用重金属処理剤の納入が途絶えることとなり、当該薬品のタンク容量の制約上、焼却炉の運転は最大約20日しか継続できないため、早急に新たな契約を締結する必要がある。また、現在東淀工場ではごみピットに余裕がなく、焼却炉が停止するとごみの受け入れが不可能となり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障を及ぼす。

以上のことから、緊急随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

（電話番号06-6327-4541）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度飛灰用重金属処理剤（平野工場）上半期（その2）概算買入

2 契約の相手方

フジオックス株式会社 大阪営業所

3 随意契約理由

本業務は、平野工場より排出される飛灰に含まれる重金属を処理するための薬品を買入れるものである。

令和8年度飛灰用重金属処理剤（平野工場）上半期概算買入について、受注者より中東情勢の緊迫化にともなう原料価格の高騰を理由に契約単価増額の申入れがあった。しかし、受注者から提出された資料では原料価格高騰による製品価格への影響が客観的に判断できなかったため、要望には応じることができない旨を受注者へ伝えたところ、現契約のままでは納入の継続が困難であるとの通知を受けた。

現契約が解除となった場合、飛灰用重金属処理剤の納入が途絶えることとなり、当該薬品のタンク容量の制約上、焼却炉の運転は最大約20日しか継続できないため、早急に新たな契約を締結する必要がある。また、現在平野工場ではごみピットに余裕がなく、焼却炉が停止するとごみの受け入れが不可能となり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障を及ぼす。

以上のことから、緊急随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラースト共通コンベア（西淀工場）買入

2 契約の相手方

株式会社タマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回購入予定のボイラースト共通コンベアは、株式会社タマ設計・施工による西淀工場焼却炉の主要部品であり、独自の技術により製作されたものであり、本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、株式会社タマの製品を指定する。

2) 業者選定理由

本製品は、株式会社タマが直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。したがって、本製品を株式会社タマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場
(電話番号 06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度飛灰用重金属処理剤（西淀工場）上半期（その2）概算買入

2 契約の相手方

大鳥産業株式会社

3 随意契約理由

本業務は、西淀工場より排出される飛灰に含まれる重金属を処理するための薬品を買入れるものである。

令和8年度飛灰用重金属処理剤（西淀工場）上半期概算買入について、受注者より中東情勢の緊迫化にともなう原料価格の高騰を理由に契約単価増額の申入れがあった。しかし、受注者から提出された資料では原料価格高騰による製品価格への影響が客観的に判断できなかったため、要望には応じることができない旨を受注者へ伝えたところ、現契約のままでは納入の継続が困難であるとの通知を受けた。

現契約が解除となった場合、飛灰用重金属処理剤の納入が途絶えることとなり、当該薬品のタンク容量の制約上、焼却炉の運転は最大約20日しか継続できないため、早急に新たな契約を締結する必要がある。また、現在西淀工場ではごみピットに余裕がなく、焼却炉が停止するとごみの受け入れが不可能となり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障を及ぼす。

以上のことから、緊急随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

（電話番号06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度飛灰用重金属処理剤（八尾工場）上半期（その2）概算買入

2 契約の相手方

巽合成化学株式会社

3 随意契約理由

本業務は、八尾工場より排出される飛灰に含まれる重金属を処理するための薬品を買入れるものである。

令和8年度飛灰用重金属処理剤（八尾工場）上半期概算買入について、受注者より中東情勢の緊迫化にともなう原料価格の高騰を理由に契約単価増額の申入れがあった。しかし、受注者から提出された資料では原料価格高騰による製品価格への影響が客観的に判断できなかったため、要望には応じることができない旨を受注者へ伝えたところ、現契約のままでは納入の継続が困難であるとの通知を受けた。

現契約が解除となった場合、飛灰用重金属処理剤の納入が途絶えることとなり、当該薬品のタンク容量の制約上、焼却炉の運転は最大約20日しか継続できないため、早急に新たな契約を締結する必要がある。また、現在八尾工場ではごみピットに余裕がなく、焼却炉が停止するとごみの受け入れが不可能となり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障を及ぼす。

以上のことから、緊急随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

（電話番号072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度排水用重金属処理剤（平野工場）上半期（その2）概算買入

2 契約の相手方

巽合成化学株式会社

3 随意契約理由

本業務は、平野工場より排出される排水に含まれる重金属を処理するための薬品を買入れるものである。

令和8年度排水用重金属処理剤（平野工場）上半期概算買入について、受注者より中東情勢の緊迫化にともなう原料価格の高騰を理由に契約単価増額の申入れがあった。しかし、受注者から提出された資料では原料価格高騰による製品価格への影響が客観的に判断できなかったため、要望には応じることができない旨を受注者へ伝えたところ、現契約のままでは納入の継続が困難であるとの通知を受けた。

現契約が解除となった場合、排水用重金属処理剤の納入が途絶えることとなり、当該薬品のタンク容量の制約上、焼却炉の運転は最大約20日しか継続できないため、早急に新たな契約を締結する必要がある。また、現在平野工場ではごみピットに余裕がなく、焼却炉が停止するとごみの受け入れが不可能となり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障を及ぼす。

以上のことから、緊急随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 排水用重金属処理剤（舞洲工場）上半期（その2）概算買入

2 契約の相手方

巽合成化学株式会社

3 随意契約理由

本業務は、舞洲工場より排出される排水に含まれる重金属を処理するための薬品を買入れるものである。

令和8年度排水用重金属処理剤（舞洲工場）上半期概算買入について、受注者より中東情勢の緊迫化にともなう原料価格の高騰を理由に契約単価増額の申入れがあった。しかし、受注者から提出された資料では原料価格高騰による製品価格への影響が客観的に判断できなかったため、要望には応じることができない旨を受注者へ伝えたところ、現契約のままでは納入の継続が困難であるとの通知を受けた。

現契約が解除となった場合、排水用重金属処理剤の納入が途絶えることとなり、当該薬品のタンク容量の制約上、焼却炉の運転は最大約20日しか継続できないため、早急に新たな契約を締結する必要がある。また、現在舞洲工場ではごみピットに余裕がなく、焼却炉が停止するとごみの受け入れが不可能となり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障を及ぼす。

以上のことから、緊急随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度飛灰用重金属処理剤（舞洲工場）上半期（その2）概算買入

2 契約の相手方

巽合成化学株式会社

3 随意契約理由

本業務は、舞洲工場より排出される飛灰に含まれる重金属を処理するための薬品を買入れるものである。

令和8年度飛灰用重金属処理剤（舞洲工場）上半期概算買入について、受注者より中東情勢の緊迫化にともなう原料価格の高騰を理由に契約単価増額の申入れがあった。しかし、受注者から提出された資料では原料価格高騰による製品価格への影響が客観的に判断できなかったため、要望には応じることができない旨を受注者へ伝えたところ、現契約のままでは納入の継続が困難であるとの通知を受けた。

現契約が解除となった場合、飛灰用重金属処理剤の納入が途絶えることとなり、当該薬品のタンク容量の制約上、焼却炉の運転は最大約20日しか継続できないため、早急に新たな契約を締結する必要がある。また、現在舞洲工場ではごみピットに余裕がなく、焼却炉が停止するとごみの受け入れが不可能となり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障を及ぼす。

以上のことから、緊急随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

加熱脱塩素化装置部品（東淀工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する加熱脱塩素化装置部品は、カナデビア株式会社製の東淀工場捕集灰処理設備の構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、カナデビア株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東淀工場 （電話番号 06-6327-4541）

随意契約理由書

1 案件名称

特殊レジューサーほか3点（平野工場）買入

2 契約の相手方

倉敷紡績株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回買入予定の特殊レジューサーほか3点は、排ガス洗浄を目的として、倉敷紡績株式会社の設計・施工による湿式有害ガス除去装置の主要構成部品である。

本製品の詳細寸法、仕様は、非公開のため他社では構造を知りえず、製作が不可能である。したがって、倉敷紡績株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本製品は、倉敷紡績株式会社のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、倉敷紡績株式会社と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

ろ過式集じん器下集合コンベア（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入予定のろ過式集じん器下集合コンベアは、カナデビア株式会社設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、独自の技術により製作されたものであり、本製品の詳細寸法及び関連機構との関係は当該会社以外では知りえず、他社では製作不可能であるため、カナデビア株式会社の製品を指定する。

（2）業者選定理由

本製品はカナデビア株式会社が直接販売をしており、他社では取り扱うことが出来ない。したがって、本製品をカナデビア株式会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

北港事務所建設機械修繕（その2）

2 契約の相手方

コマツカスタマーサポート株式会社

3 随意契約理由

本件は北港処分地で廃棄物の埋立作業に使用している建設機械の修繕を行うものである。

現在、バックホウは足回り部に故障により走行ができない状態である。ブルドーザにおいてはセルモータの故障によりエンジンが稼働できない。これらから、廃棄物埋立において支障をきたしているため、速やかな修繕が必要である。

建設機械は製造メーカーが独自の設計により製造しており、建設機械の機能及び特性を把握したうえで修繕を実施しなければならない。今回の修繕にあたっては、建設機械を設計・製造した会社やその保守を担う関連会社以外では構造を知りえず、修繕技術の対応が不可能であり、修繕後の機器の性能、作動状態等について保証することができない。

製造会社は修繕に対応しておらず、本修繕に対し一貫して責任を持って対応ができる業者は保守を担う関連会社であるコマツカスタマーサポート株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 施設部 施設管理課
（電話番号 06-6630-3353）

随意契約理由書

1 案件名称

混練機用部品 1 ほか 8 点（東淀工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

（1）製品指定理由

今回購入する混練機用部品 1 ほか 8 点は、カナデビア株式会社の設計・施工による東淀工場薬剤混練処理装置の主要部品であり、独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能であるため、カナデビア株式会社の製品を指定するものである。

（2）業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、カナデビア株式会社と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

（電話番号 06-6327-4541）

随意契約理由書

1 案件名称

加熱脱塩素化装置用部品 # 1 ほか 3 点（東淀工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入する加熱脱塩素化装置用部品 # 1 ほか 3 点は、カナデビア株式会社製の東淀工場捕集灰処理設備の構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、カナデビア株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東淀工場 （電話番号 06-6327-4541）

随意契約理由書

1 案件名称

シリンダーほか4点（東淀工場）買入

2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するシリンダーほか4点は、株式会社天満電機産業製の東淀工場クレーン設備の一構成部品であって、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、株式会社天満電機産業製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品は株式会社天満電機産業が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。

そのため、株式会社天満電機産業と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

（電話番号 06-6327-4541）

随意契約理由書

1 案件名称

ろ布ほか2点（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

製品指定理由

今回購入するろ布ほか2点は、カナデビア株式会社製の舞洲工場排ガス処理設備及び、加熱脱塩素化処理設備の構成部品であって、当該会社独自の技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、カナデビア株式会社製の製品を指定するものである。

業者選定理由

本部品はカナデビア株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いができない。そのため、上記会社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場 （電話番号 06-6463-4153）